

IV. 受験申込みに必要な書類

受験の申込みにあたっては、下記1～3（P11～P14）の該当書類をすべて揃え、本試験案内に添付の提出用封筒に入れて、必ず簡易書留郵便にて郵送してください。

1 必ず提出する書類（申込者全員該当）

受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本（原本・受験申込前6か月以内発行のもの）等同一人であることを客観的に証明できる書類をあわせて提出してください。

No.	提出書類	提出部数等	提出にあたっての主な注意事項
(1)	受験申込書・写真票 (切り離さないでください)	1部	本試験案内巻末に添付の「受験申込書」に必要事項を全て記入し提出してください。 [P38～43（申込書記入例）記入上の注意点を参照]
(2)	写真	1枚	<ul style="list-style-type: none"> ・受験申込み前6か月以内に撮影 ・正面・無帽・肩から上の顔写真・無背景 ・縦4.5cm×横3.5cm ・白黒、カラーどちらでも可 (注意)・スナップ写真や写真が不鮮明な場合は受理できません。パソコン印刷不可 <ul style="list-style-type: none"> ・裏面に生年月日と氏名を記入し写真票に貼付してください
(3)	受験手数料 コンビニ専用払込取扱票の「払込受領書」	1枚 (8,700円)	本試験案内巻末に添付の専用払込取扱票にて、コンビニエンスストアから受験手数料を払い込んだ際の「払込受領書」(原本)を受験申込書の裏面の所定の箇所に貼付してください。 ※各自写しをとり本人控えとしてください。 ※貼付がない場合、受け付けできません。
(4)	実務経験証明書 (実務経験見込証明書) (※備考を参照)	必要部数 (受験資格に係る実務経験期間を満たす必要部数を提出)	<p>○証明者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証明者は、受験申込者が勤務している(していた)施設・事業所等の長又は代表者等、証明権限を有する方です。受験者本人が記入したものは無効です。 ・個人開業等により証明者と受験申込者が同一の場合は、実務経験(見込)証明書を自書し、あわせて添付書類等を提出してください。 (P12「備考(2)注意事項②」参照) <p>○従事期間の算定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接的な対人援助業務に従事した期間及び従事日数は、受験申込日までの期間の中から記入してください。 ただし、受験資格に必要な実務経験従事期間・日数

			<p>が申込日までに満たされない場合は、「実務経験見込証明書」の提出により「見込受験」として申し込むことが可能です。この場合、従事期間及び従事日数は、試験日の前日まで算入することが可能です。 (下記備考及び P8 参照)</p>
--	--	--	--

※ P. 13 「2 受験資格別必要添付書類」についても必ず確認してください。

(備考)

○実務経験証明書又は実務経験見込証明書について (P. 44~47 参照)

(1) 実務経験の基準を満たす期間に相当する証明が必要です。勤務先の変更等により、1か所の事業者で実務経験の証明が基準を満たさない場合は、証明書を勤務先ごとにそれぞれ発行依頼してください。

(2) 注意事項

<p>① 事業者の廃止等により証明書が発行されない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則としては、平成30年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の「実務経験証明書」の提出が必要です。 ・証明者、施設又は事業者が勤務していた時点と変更(移築、法人化、経営者の変更等)があった場合はこれらの経緯がわかるよう、実務経験証明書に記載が必要です。 ・事業所の廃止等により申込み現在において実務経験証明書を発行できない場合、P. 17「受験資格等に関するQ&A 2実務経験に関すること(15)(16)」を参照してください。詳細につきましては、千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班(電話043-204-1610)までお問い合わせください。
<p>② 実務経験証明書の証明者が本人と同一の場合</p> <p>本人が発行する実務経験証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを添付してください。</p> <p>(例1) 医師、歯科医師、薬剤師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師 → 開設許可証(保健所が発行するもの)の写し・保険医療機関指定通知書の写し・開設届出書の写し ※出張専門のあん摩マッサージ指圧師の場合は出張届出の証明書〔保健所発行〕及び業務日誌、領収証、確定申告の写し等が必要になります。</p> <p>(例2) 社会福祉士、介護福祉士(許可・認可・届出制のない場合) → 定期的(月次、年次)報告書・業務日誌の写し</p>
<p>③ 「実務経験見込証明書」を使用し受験される場合</p> <p>実務経験の期間が、受験申込み時に基準に満たず、試験前日(平成30年10月13日)までに満たす予定の方は、受験申込時には実務経験見込証明書を提出し、10月30日(火)まで(簡易書留にて郵送・当日消印有効)に改めて確定した実務経験証明書の原本(コピーは不可)を提出してください。提出(郵送)されなかった場合は、受験資格を満たさなかったものとして受験は無効となります。</p>

④ 同一期間に複数の事業所で従事していた場合

同じ従事期間中に複数の事業者等に所属(かけもち)し証明を依頼する訪問介護員等の方は、実務経験証明書と併せて、「従事日数内訳証明書」(P.57)を、該当するすべての事業者分提出してください。

◆ご注意ください◆

- ※ 受験要件の見直しにより。平成30年度の試験からは、ホームヘルパーの資格をもとに介護施設で介護職として勤務されていた方や、無資格で介護業務に10年かつ1,800日以上従事されていた方等については、受験できません。
- ※ 平成30年度の試験からは、省略受験(結果通知書の写しを実務経験証明書に代える取扱い)はできません。全ての受験申込者は、新しい受験要件を満たす実務経験証明書の提出が必要になります。

2 受験資格別必要添付書類

(1) 受験申込書・写真票・実務経験証明書の他に受験資格職種別に次の書類が必要となります。

受験資格 職種コード	必 要 書 類
101～123	国家資格免許証又は登録証の写し
201～209	追加書類なし

(2) 受験資格に関する証明書等

- ① 免許証・登録証等は全て「A4サイズ」に縮小等コピーしてください。
- ② 受験申込書と免許証等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(原本・受験申込前6か月以内発行のもの)等同一人物であることを証明できる書類を添付してください。

国家資格等を証明する書類

- ・ 免許の写し又は登録証の写し(A4サイズにする)
(再度受験する方でも必ず添付してください)
- ・ 裏書がある場合は裏書の写しも必要です。
合格証書をもって免許証(登録証)にかえることはできません。
- ・ 複数の資格を有している場合は、それぞれの免許又は、登録証の写しが必要です。

③交付・再発行等による手続き中の場合

氏名変更等の書換え手続き中、再発行手続き中などで交付を受けていない場合は、「**資格見込受験**」となります。

受験申込時には、手続き中であることを証明する書類を添付し、交付後当該資格の免許証等の写しを平成30年10月30日(火)(消印有効)までに提出してください。

※送付の場合は**簡易書留郵便**にて郵送してください。提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効になります。

3 受験に際し特別な配慮を希望する場合(身体障害者等受験特別措置について)

(1) 身体に障害等のある受験者は、申請により受験特別措置を受けることができます(P.15参照)。点字等受験上での配慮を必要とする方は、その必要書類(**身体障害者等受験特別措置申請書** 及び添付書類)を提出してください。(P.49~55)

(2) 受験特別措置の申請により認められた方以外は、補聴器、拡大鏡等の持参使用はできません。

(3) 次の方は、千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班まで**速やかに**連絡してください。

①試験当日に産前8週間・産後8週間以内となる予定の方

②その他、病気・けが等により受験に際し特別な配慮を希望する方

※受験上での配慮について、①、②等により突発的に必要となった場合も、上記(1)と同様に受験特別措置の申請が必要です。

事前に申請がない場合、原則として受験特別措置を受けることはできません。

【連絡先】 千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班

電話 043-204-1610

身体障害者等に対する受験特別措置について

特別措置の内容

特別措置の対象となる者		特別に措置する事項（審査の上特別に措置が認められる事項）				受験者からの希望により特別に措置が認められる事項（例）	
		必ず措置する事項					
		解答方法	試験時間	試験室	試験室で用意されるもの		
視 覚 障 害 者	日常生活で点字を使用している者		点字による解答	1.5倍	別室	点字問題冊子 点字用解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 録音テープの併用試験問題(CD)の併用 ・ 試験会場への乗用車での入構 ・ 点字による解答が困難な場合は、その他の適切な方法により解答することができる ・ 拡大文字問題冊子の配布 ・ 拡大鏡等の持参使用 ・ 窓側の明るい座席を指定 ・ 照明器具の準備
	上記以外の強度の弱視者で良い方の目の矯正視力が0.15未満の者		文字による解答	1.3倍	別室	文字解答用紙	
	上記以外の視覚障害者	比較的重度のもの	文字による解答	一般受験者と同じ	別室	文字解答用紙	
		上記以外のもの	なし（一般受験者と同じ）				
聴 覚 障 害 者	両耳の平均聴力レベルが100デシベル以上の者		なし（一般受験者と同じ）				<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話通訳者の付与 ・ 注意事項等の文書による伝達 ・ 座席を前列に指定 ・ 補聴器の持参使用 ・ 注意事項等の文書による伝達 ・ 座席を前列に指定 ・ 補聴器の持参使用
	上記以外の聴覚障害者		なし（一般受験者と同じ）				
肢 体 不 自 由 者	体幹の機能障害により座位を保つことができない者又は困難な者		チェックによる解答	1.3倍	別室	チェック解答用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護者の付与 ・ 試験室を1階に設定 ・ 洋式トイレに近接する試験室に指定 ・ 特製機の持参使用又は試験側での準備 ・ 車いすの持参 ・ つえの持参使用 ・ 試験室までの付添者の同伴 ・ 試験会場への乗用車での入構
	両上肢の機能障害が著しい者						
	下肢の機能障害により歩行をすることができない者又は困難な者		なし（一般受験者と同じ）				
	上記以外の肢体不自由者	比較的重度のもの	チェックによる解答	1.3倍	別室	チェック解答用紙	
上記以外のもの		なし（一般受験者と同じ）					
そ の 他 病 弱 者 等	慢性の胸部、心臓、腎臓疾患等の状態で6月以上の医療・生活規制を必要とする者又はこれに準ずる者		なし（一般受験者と同じ）				<ul style="list-style-type: none"> ・ 別室の設定 ・ 試験室を1階に設定 ・ つえの持参使用 ・ 試験室までの付添者の同伴 ・ 試験会場への乗用車での入構
そ の 他	障害等を併せもつ者		障害又は病弱等の種類・程度に応じ、上記のそれぞれの該当の欄に記載の事項				